

北海道釧路総合振興局告示第1046号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、かご漁業(釧路総合振興局管内沖合海域)について、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数等に関する制限措置を次のように定めた。

令和3年3月17日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置							許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
かご漁業(あいなめ)	浜中・散布海域	別記のとおり	毎年、5月1日から8月31日まで及び10月20日から12月31日まで	41隻	10トン未満	釧路総合振興局管内に住所を有する者	令和3年3月17日から令和3年4月16日まで	1. この公告に係る許可の有効期間は、令和3年5月1日から令和6年4月30日までとする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和3年5月1日から令和4年4月30日までとする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、釧路総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、釧路総合振興局長に報告しなければならない。 (2) 海中に敷設するかご数は、200個以内でなければならない。 (3) かごの網目は、結節から結節までの長さが50ミリメートル以上でなければならない。 (4) 使用するかごは、丸かごとし、大きさは、上部の直径75センチメートル以内、下部の直径90センチメートル以内、高さ35センチメートル以内でなければならない。 (5) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (6) えび類、つぶ、たこ、体長25センチメートル未満のあいなめ及び次に掲げるかごが採捕されたときには、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに ウ ずわいがに エ べにずわいがに オ たらばがに カ あぶらがに (7) 知事が漁業調整上操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	浜中海域	釧海共第7号共同漁業権漁場区域	同上	11隻	同上	同上		同上
同上	散布海域	釧海共第8号共同漁業権漁場区域	同上	11隻	同上	同上		同上
同上	浜中・散布海域	別記のとおり	同上	14隻	同上	同上		同上
	浜中海域	釧海共第7号共同漁業権漁場区域	同上					
同上	浜中・散布海域	別記のとおり	同上	5隻	同上	同上		同上
	散布海域	釧海共第8号共同漁業権漁場区域	同上					

別記 操業区域

1. 浜中・散布海域

次に掲げる点2、点3、点4、点5及び点2の各点を順次に結ぶ線により囲まれた海域

基点第1号 根室市と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 浜中町と厚岸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から179度26分、100メートルの点

点2 点1から181度40分、7,000メートルの点

点3 点2から162度30分、4,000メートルの点

点4 基点第2号から172度30分、8,000メートルの点

点5 基点第2号から172度30分、4,000メートルの点